

17 行政府の憲法解釈

憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する国家機関は、憲法第81条によりいわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所である。他方、行政においても、いわゆる立憲主義の原則を始め、憲法第99条が公務員の憲法尊重擁護義務を定めていることなども踏まえ、その権限を行使するに当たって、憲法を適正に解釈していくことは当然のことであり、このような行政としての憲法の解釈については、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第65条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うものである。

もとより、行政としての憲法の解釈は、国会及び裁判所を拘束するものではない。

(国会答弁例)

〔参・予算委・昭和27年度予算と憲法に関する小委 昭27・3・23
佐藤法制意見長官 答弁〕

○政府委員(佐藤達夫君) 私は憲法の解釈権というものは、おのおの政治或いは行政の運営に当つては内閣、即ち政府の担任する行政に関する限りにおいては政府が責任を以て憲法を解釈して、正しいと信ずるところに従つて動くのが憲法の要請するところだと思います。或いは純粹に国会内部の事柄に関する事柄であれば、これはもとより内閣が解釈をさしはさむという事柄でもないということであろうと思います。そしてその間に具体的に争いが起きまして、どうしても最終的の判定を要するという事態になりました場合には、憲法に掲げてございます通りに最高裁判所がその最終的な判断をなすということになるというのがこれが正しい考え方であると思います。

〔衆・内閣委 昭33・10・23
岸内閣総理大臣 答弁〕

○岸国務大臣 政府としては、やはり一応政府の責任において、憲法の正しい解釈という信念に基いて憲法の解釈をきめております。しかしその最後において、最終の決定をなすものは…最高裁で決定をいたしますけれども、政府としては憲法に違反するやいなやということについては十分検討して、憲法の解釈上支障ないということだけを行い、またそういう立法をしておるわけであります。

〔参・内閣委 昭34・4・28
岸内閣総理大臣 答弁〕

○岸国務大臣 内閣が行政を行なっていきます上におきまして、これはもちろん、最後の憲法解釈というものは、最高裁の判決によって決定されるわけでございますけれども、内閣自身が責任を持って行政権を行なっていく以上には、一応内閣としての憲法の解釈を持たなければ、これは行政は行えないでございます。…

〔参・予算委 平8・4・24
大森内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員(大森政輔君) …内閣法制局設置法の第3条第3号におきましては、内閣法制局の事務として「法律問題に關し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べること。」と、このように定められておりまして、内閣法制局は法律問題に關して意見を述べることをその所掌事務としているわけでございます。

ただいま御指摘ございましたように、憲法を含めまして法令の解釈というものは、最終的には最高裁判所の判例を通じて確定されることが現行憲法上予定されていることは御指摘のとおりであります。したがいまして、そのような意味で私どもの見解というものがいわゆる最高裁判所の判断のごとく拘束力を持っているものではないということは、もう指摘されるまでもなく重々承知しているわけでございます。

ただ、やはり法律問題に関し意見を述べることを所掌事務として設置法に明記されていることに照らし考えますと、法制局の意見は、行政部あるいは政府部内においては専門的意見として最大限尊重されるものであることが制度上予定されているということは申し上げたいと思います。したがいまして、法令の解釈において、各省庁において疑義があるとか、あるいは関係省庁間において争いがあるというような場合は、法制局の意見を出すことによって行政部内においてはその解釈を統一していくということになろうかと思います。…

〔衆・行革特委 平10・5・8
村岡内閣官房長官 答弁〕

○村岡国務大臣 …憲法の最終的な解釈は憲法第81条によって最高裁判所において示されるものであります。この権限は司法権の作用であるところから、その判断が示されるためには具体的な訴訟事件が提起されることが必要であります。

他方、憲法第99条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めているところであり、行政府もその権限の行使を行うに当たって憲法を適正に解釈していくことは当然必要なことと考えられます。その場合、第一義的には法律の執行の任に当たるそれぞれの行政機関により関連する憲法の規定の解釈が行われるが、仮にこれについて疑義が生じた場合には、内閣法制局の意見に基づき内閣がその疑義を解消することとなっております。…

〔衆・予算委 平26・2・20
横畠内閣法制局長官事務代理・内閣法制次長 答弁〕

○横畠政府参考人 憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する国家機関は、憲法第81条により、いわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所でございます。

その上で、行政府におきましても、いわゆる立憲主義の原則を初め、憲法第99条が公務員の憲法尊重擁護義務を定めていることなどを踏まえ、その権限行使するに当たって憲法を適正に解釈していくことは当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈、適正、適切な解釈につきましては、当局も必要に応じて意見を申し上げますが、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第65条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣の責任に帰せられるものでございます。

〔衆・安保委外務委連合審査会 平26・6・2
近藤内閣法制局第一部長事務取扱 答弁〕

○近藤政府参考人 …行政府における憲法解釈ということでございましたけれども、行政府において、いわゆる立憲主義の原則を初め、憲法第99条が公務員の憲法尊重擁護義務を定めていることなども踏まえて、日々の行政の中でその権限行使するに当たって憲法を適正に解釈していくということは当然のことであり、行政府としての憲法解釈を適正に行うものであるわけでございますけれども、もとより、こうした行政府としての憲法解釈は、国会あるいは裁判所が憲法をどのように解釈していくかと

いうことを拘束するものではございません。

内閣における決定の仕方でございますけれども、内閣法の4条第1項で「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」というふうに規定されておりまして、閣議決定というのは、内閣がその意思決定を行う最高の形式でございますけれども、内閣による憲法の解釈あるいはその変更というものについて、何か手続とか方式を定めてあるというものはございません。

(質問主意書・答弁書)

(平26・6・27 対井坂信彦・衆)

一の3及び4、二並びに三について

…憲法の解釈について申し上げれば、憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する国家機関は、憲法第81条によりいわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所である。他方、行政府においても、いわゆる立憲主義の原則を始め、憲法第99条が公務員の憲法尊重擁護義務を定めていることなども踏まえ、その権限を行使するに当たって、憲法を適正に解釈していくことは当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第65条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うものである。行政府としての憲法の解釈は、国会及び裁判所を拘束するものではない。

(国会答弁例)

〔参・予算委 平26・7・15
横畠内閣法制局長官 答弁〕

○政府参考人(横畠裕介君) 憲法第65条には、「行政権は、内閣に属する。」と規定されております。すなわち、行政権の行使について最終的な権限と責任を負うのは内閣でございます。そして、その行政権を行うためには、憲法を適正、適切に解釈するということが必要であります。なぜならば、そうでなければ憲法に違反するような行政行為に及ぶおそれがあるからでございます。その意味で、内閣が憲法を適正に解釈する権限と責任があるということで理解しております。